

平成 29 年 11 月 2 日

御中

山武市都市整備課長

建築物の設置状況について（照会）

平成 27 年 10 月 1 日から山武市景観条例の施行に伴い、一定規模以上の行為を行う際には景観法に基づく届出（行為着手 30 日前まで）の手続きを要します。

現地確認等をしたところ、貴社の名称が記された建築物（山武市 [REDACTED]）について、山武市景観条例の規定による届出がされておられません。

つきましては、建築物の設置状況について、別紙「建築物設置状況報告書」により平成 29 年 11 月 17 日までにご回答くださるようお願いいたします。

今回の回答をいただいてもなお、不明な点がある場合等には、追って連絡等をさせていただきますことを申し添えます。

一定規模以上の行為

行為

- ・ 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

規模（次のいずれかに該当するもの）

- ・ 高さ 10 m 超
- ・ 延床面積 500 m<sup>2</sup> 超

《 提出及びお問合せ先 》

〒289-1392 山武市殿台 296 番地

山武市役所 都市整備課 都市計画係

TEL 0475-80-1191 担当：土佐、田中

FAX 0475-82-2107